

資料6

現行森林・林業基本計画の実施状況

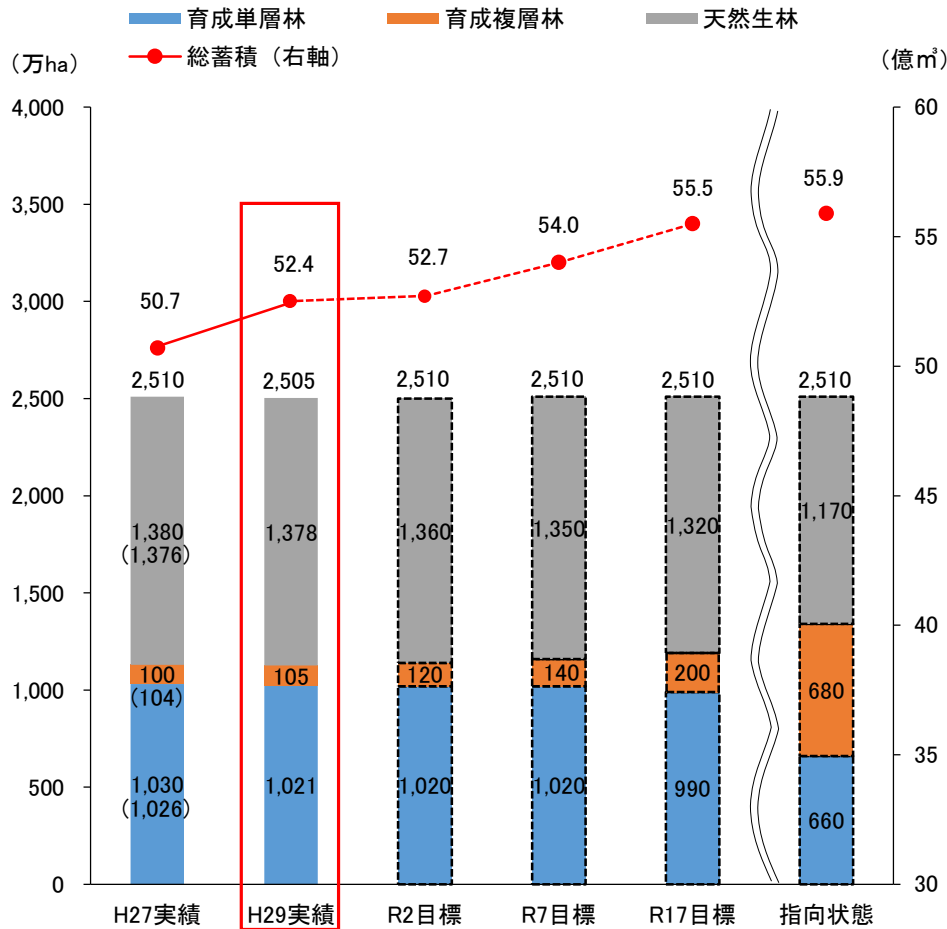
令和2年10月

林野庁

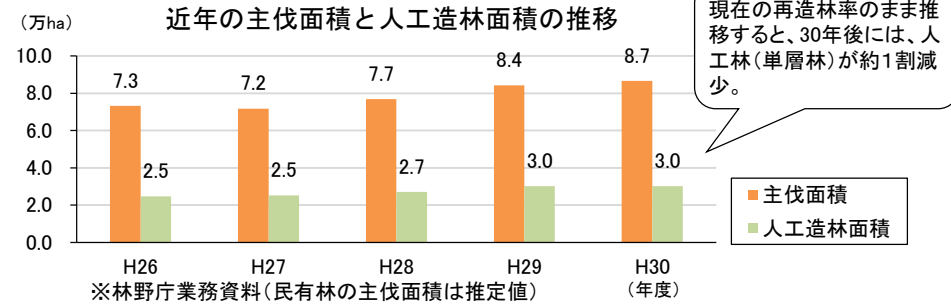
現行計画に掲げる目標と実績

1. 森林の有する多面的機能の発揮

期待する機能の発揮に向けて、育成のための人為の程度、森林の階層構造の違いにより、育成単層林、育成複層林、天然生林に分け指向する状態と目標値を提示。



- 林業に適した森林は育成単層林を維持し、それ以外の森林は育成複層林への誘導を図ることを基本とする。
- 近年、主伐面積が増大する一方で、植栽面積は主伐面積の3割程度。



- 平成24年以降、育成単層林(≒人工林)の減少が加速傾向。伐採後、再造林がなされず、天然生林として計上されていると考えられる。
- また、育成複層林への誘導状況は目標に比べて低位に推移。

林種別森林面積の増減状況

| | H14→H19増減 | H19→H24増減 | H24→H29増減 |
|-------|--------------|-------------|--------------|
| 育成単層林 | -3.2万ha ↓↓↓ | -2.7万ha ↓↓↓ | -7.0万ha ↓↓↓↓ |
| 育成複層林 | +6.0万ha ↑↑↑ | +5.4万ha ↑↑↑ | +4.4万ha ↑↑ |
| 天然生林 | -5.2万ha ↓↓↓↓ | -4.2万ha ↓↓↓ | -0.8万ha ↓ |

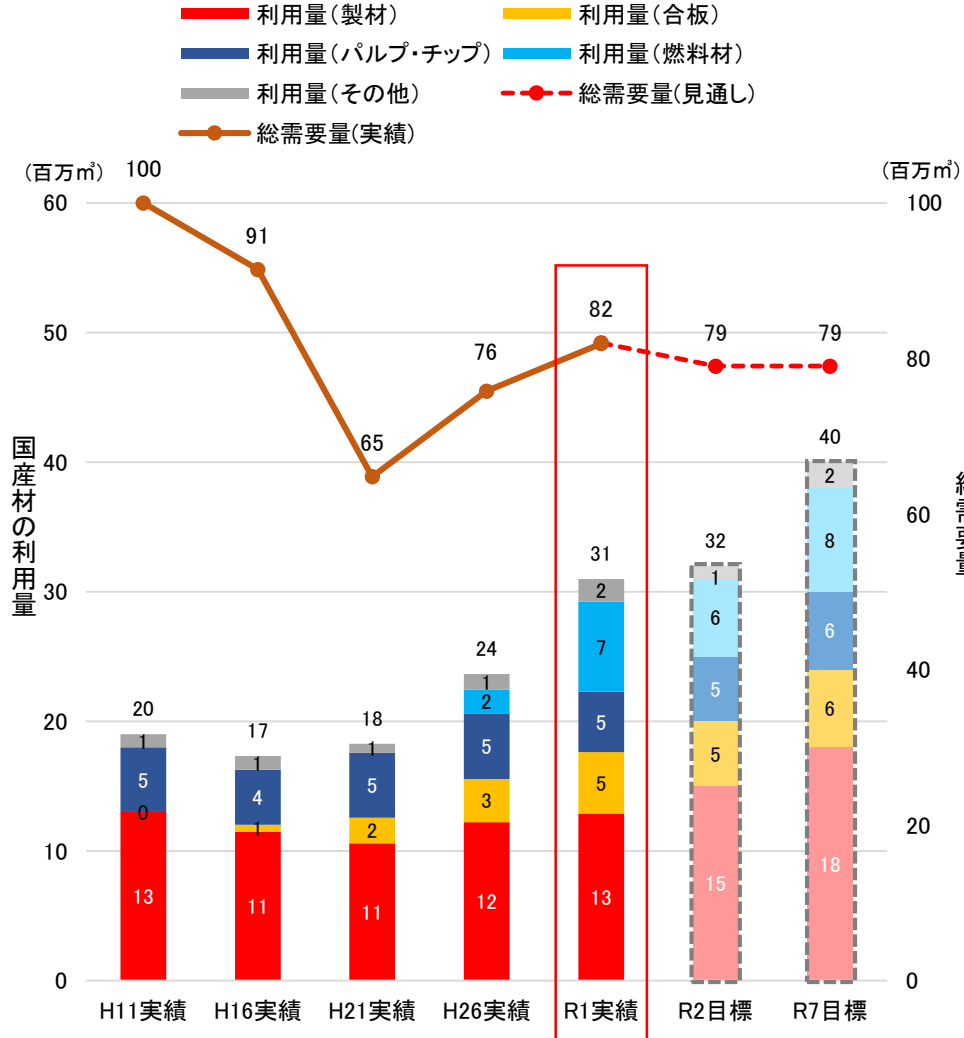
※林野庁「森林資源の現況」

資料：林野庁業務資料

- 注：1)「H29実績」は林野庁「森林資源の現況」(H29.3.31現在)によるもの。
 2)育成単層林、育成複層林、天然生林の数値は、現行基本計画に記載されている10万ha括約。H27括弧書き・H29は1万ha括約。

現行計画に掲げる目標と実績

2. 林産物の供給及び利用に関する目標



資料: 林野庁「木材需給表」

- 注: 1) その他とは、杭丸太、しいたけ原木、原木輸出等である。
 2) 四捨五入の関係で、総計と内訳の計は必ずしも一致しない。
 3) H21までは、燃料材の区分がなく、「その他」に薪炭用材を計上している。

総需要量

- 燃料材がけん引する形で見通しを上回るペースで推移し、令和元年に82百万m³まで増加。

利用量

製材

- 平成26年消費増税の駆け込みに伴う反動減からの回復、分譲住宅や持家の堅調な需要を背景に住宅着工戸数は堅調に推移して、若干の増加。

合板

- 構造用合板を中心に、国内生産における国産材の使用割合が上昇し、増加傾向で推移。

パルプ・チップ

- 総需要の大半を輸入材が占める中で、引き続き一定の利用量を保持。

燃料材

- FIT認定されたバイオマス発電所の稼働に伴い、未利用材の利用が進み、目標を上回るペースで増加。

その他

- 丸太輸出の増加等により、増加傾向で推移。

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策

具体的な取組等

評価及び課題

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(1) 面的なまとまりをもった森林経営の確立

- ① 森林施業及び林地の集約化
- ② 森林関連情報の整備・提供

- 森林所有者の高齢化や世代交代等が進む中、集約化を図り森林経営計画に基づく施業を推進するため、以下の施策等を展開。
 - ・ 市町村が、所有者情報等を整備・公表する林地台帳制度の創設【H28森林法改正】
 - ・ 森林所有者に関する調査（固定資産税情報の内部利用が可能）を林地台帳に反映するための制度的な見直し【R2地方分権一括法】
 - ・ 森林境界の明確化や所有者探索、森林経営計画の策定等を通じた施業集約化の推進
 - ・ 組合系統による森林経営事業、不明者のいる共有林の活用等を行いやすくする制度の創設【H28森林法等改正】
- また、経営管理がされていない森林の経営管理の集積・集約化を進めて適正な管理を図る「森林経営管理制度」を創設。【H30森林経営管理法】
- あわせて、市町村主体で、間伐や複層林化等の森林整備が進むよう、森林環境税・譲与税を創設。【H31森林環境税・譲与税法】
- 航空レーザ計測等により、森林資源情報の高度化を図るとともに、森林クラウド等の導入を促進。

- 現場段階では、これらの施策を活用しながら集積・集約化を図り、森林を適正に管理する取組を開始。

- ・ 民有林が所在する全市町村(1,614)において、林地台帳が整備され、本格運用がスタート
- ・ H28法改正を受け、3連合会で森林経営事業を実施(22連合会で規程整備)、共有者不確知森林の活用(1件)等が進む

- 市町村が、森林経営管理制度に基づく「意向調査」や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組を開始。
- 市町村が主体となった集積・集約化の取組を加速するためには、地域林政アドバイザーや森林総合監理士による支援等、市町村の体制整備が課題。
- 高度な資源情報を把握できる4点航空レーザ計測のカバー率は15%、森林クラウドの導入は15県に留まっており、これを進めることが課題。

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策

具体的な取組等

評価及び課題

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(2) 再造林等による適切な更新の確保

- ① 造林コストの低減
- ② 優良種苗の確保
- ③ 伐採・造林届出制度等の適正な運用
- ④ 野生鳥獣による被害への対策の推進

- 造林コストの低減、優良種苗の確保に向け、以下の施策を展開。
 - ・ 伐採造林の一貫作業の導入促進、国有林における低コスト造林技術の開発
 - ・ 採種園等の整備、コンテナ苗等の生産技術の向上と施設整備
 - ・ 成長の優れたエリートツリーの開発・普及、それらの特定母樹指定と増殖
- 市町村が、伐採造林届出制度を適正に運用できるよう、以下の施策を展開。
 - ・ 伐採造林届出と林地台帳をリンクさせるシステム整備への支援
 - ・ 伐採造林届出の添付書類の充実など届出者の確認に資する運用改善
 - ・ 伐採後の造林の実施状況を確認する仕組みを措置【H28森林法改正】
 - ・ 衛星画像を活用して伐採箇所を確認するシステムを開発し、3道県で実証を開始
- 野生鳥獣害の防止を図るため、以下の施策を展開。
 - ・ 市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域を設定し対策を推進【H28森林法改正】
 - ・ 防護柵・誘因捕獲への支援、林業者によるモデル的な捕獲、効果的な捕獲手法マニュアルの整備

- 主伐面積7～8万haに対して再造林面積3万haと低位。最新技術も活用しつつ、省力化・効率化の取組を加速することが課題。
- 伐採跡地への造林がなされないと、CO₂吸収量は低下していくことから、地球温暖化防止対策としても再造林を進めていくことが課題。
 - ・ 一貫作業の実施率は、再造林全体の6%程度
 - ・ コンテナ苗は、苗木生産量全体の2割程度
 - ・ 特定母樹の指定は362系統に増加したが、苗木供給可能県は7県に留まる
- 主伐材供給量(10年間で1.9倍)の増加に伴い、以下の課題が顕在化しており、伐採を秩序あるものとすることが課題。
 - ・ 天然更新の未了を含む造林未済地が増加
 - ・ 地域によっては、伐採しやすい箇所への皆伐の集中、集材路からの土砂流出等が発生
 - ・ 一部地域では、無断伐採等の事案が発生
 - ・ 日本全体では保続は十分に確保されているが、民有林158流域のうち、伐採立木材積の実績が計画量を2割以上上回るものが29計画区
- シカに係る鳥獣害防止森林区域は、751市町村で748万ha指定。
 - 森林被害面積(約59百ha)の7割を占めるシカの生息域は拡大しており、今後、再造林の増加が見通される中、対策の強化が課題。

現行計画に基づく主な施策の実施状況

| 計画に掲げた施策 | 具体的な取組等 | 評価及び課題 |
|-------------------------------|--|--|
| <p>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</p> | <p>(3) 適切な間伐等の実施</p> <p>間伐等特措法等に基づく間伐推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 間伐等の森林整備推進のため、以下の施策を展開。 <ul style="list-style-type: none"> ● 京都議定書第2約束期間(2013～2020)における森林吸収量2.7%達成のため、間伐等特措法*の枠組み等も活用し、森林整備事業による間伐等を推進 *間伐等特措法は2020年度末に特例等が期限切れ ● 市町村主体での間伐等が進むよう、森林経営管理制度、森林環境税・譲与税を創設【H30森林経営管理法、H31森林環境税・譲与税法】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2約束期間のうち2013～2018年の間伐は年平均44万haに留まり、目標(年平均52万ha)を下回っている。 ➢ <u>パリ協定下において、我が国は2030年に森林吸収量2.0%を確保することとしており、引き続き、森林整備事業や森林環境譲与税により、間伐等の対策推進が不可欠(2021～2030年の間伐目標は年平均45万ha)。</u> |
| | <p>(4) 路網整備の推進</p> <p>傾斜区分と作業システムに応じた路網整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 傾斜区分と作業システムに応じ、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を推進。 <ul style="list-style-type: none"> 〔 望ましい将来の路網延長63万kmに対して、R7の目標を47万kmに設定 〕 ○ 路網整備に当たっては、相対的に傾斜が緩やかで、林地生産力が高い森林等に対して、先行的に整備。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の路網開設延長は年間1.5万kmで推移し、H30年度末に36.8万kmまで増加しており、この水準が確保された場合、<u>R7の延長目標自体は達成可能。</u> ○ 一方、頻発する集中豪雨により、近年は被災箇所延長が開設延長を上回る状態となっており、通行利用できる林道は増えていない。 <ul style="list-style-type: none"> 〔 H30林道災害：1.5万箇所、458億円 R1林道災害：1.4万箇所、396億円 〕 ➢ <u>基幹となる路網の整備にあたっては、資源が成熟した地域により重点的に投資を行うなど選択と集中が必要。</u> ➢ <u>災害に強く、木材の大量輸送にも対応しうる規格・構造を有する林道への改良と開設が重要。</u> ➢ <u>架線系集材の増加を見越した基幹となる林道の延伸や、主伐時の林内走行に対応した伐採・集材のガイドラインも必要。</u> |

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策

具体的な取組等

評価及び課題

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(5) 多様で健全な森林への誘導

- ① 多様な森林への誘導と生物多様性の保全
- ② 公的関与による森林整備
- ③ 荒廃農地の森林としての活用
- ④ 花粉発生源対策の推進

- 林業に適した森林は育成単層林(≒人工林)を維持し、それ以外は育成複層林に誘導するほか、天然生林は維持するとの方針の下、以下の施策を展開。
 - ・ 森林整備事業による造林・間伐等への支援
 - ・ 奥地水源林の粗悪林地等への森林造成
 - ・ 森林経営管理制度、森林環境税・譲与税を創設し、市町村主体での間伐・複層林化等を推進
 - ・ 国有林での面的複層林施業の推進
 - ・ 国有林での保護林・緑の回廊の保護・管理
- 森林生態系の動態を把握するため、全森林から統計的に抽出した調査点(1.6万点)において、林況や植生調査(森林生態系多様性基礎調査)を20年間継続実施。
- 荒廃農地を対象とした早生樹等のモデル的造林を支援。
- 花粉発生源対策として、以下の施策を展開。
 - ・ 花粉症対策苗木の増産、植替え促進
 - ・ 花粉症対策品種の開発
 - ・ 花粉飛散防止剤の実用化試験
 - ・ スギ・ヒノキの雄花着花量調査
 - ・ 花粉発生源対策の成果等の普及

- 育成複層林は105万ha(H29)となったが、R2目標120万haに比べて誘導ペースに遅れ。
 - 森林環境譲与税を活用した針広混交林化などの複層林施業等の取組が期待されることから、国有林による先導的な取組等を進めることが課題。
- 国有林での生物多様性保全等の取組を引き続き推進。
 - 〔
 - ・ 保護林98万ha、緑の回廊58万haの保護・管理
 - ・ 溪畔周辺の保全、イヌワシの狩場創出試験等の取組により、生物多様性保全のための森林管理技術を向上
 〕
 - 森林生態系多様性基礎調査については、学術研究等に広く利用されるよう、希少種の保護等に支障が出ない形で、データを公開していくことが課題。
 - センダン等の苗木生産は年間15万本程度、早生樹造林は年間数十ha程度。
 - 林業的な利用だけでなく、森林吸収量を新たに確保するという地球温暖化防止の観点からも、引き続きモデル的な取組等を推進。
 - 花粉発生源対策の引き続きの推進が課題。
 - 〔
 - ・ スギの花粉症対策に資する苗木は、スギ苗木生産量全体の5割程度
 〕

現行計画に基づく主な施策の実施状況

| 計画に掲げた施策 | 具体的な取組等 | 評価及び課題 |
|-----------------------------------|---|--|
| <p>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</p> | <p>(6) 地球温暖化対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 京都議定書第2約束期間における森林吸収量の確保など地球温暖化緩和策として以下の施策を展開。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐等の森林整備（間伐等特措法の特例措置を含む森林整備事業、森林環境譲与税等による取組）や、保安林等の適切な管理・保全、木材利用の推進 ・ 間伐等特措法に基づく特定母樹やエリートツリーの増殖等の推進 ○ 地球温暖化適応策として、激甚化する山地災害防止や森林被害対策等の取組を推進。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2約束期間の温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、森林吸収量を着実に確保。 ○ パリ協定下の目標達成に向けて、森林吸収源対策の強化が求められる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 間伐等の森林整備や木材利用など森林吸収源対策を引き続き推進する必要。 ➢ 将来にわたって森林吸収量を確保するためには、成長が優れた特定母樹の増殖と利用を拡大しつつ、主伐後には再造林を適切に進めることが必要。 ➢ 間伐等特措法はR2年度末に特例等が期限切れとなることを踏まえれば、吸収量確保に向けた引き続きの措置が必要。 ○ 近年の台風・集中豪雨等により激甚な山地災害が頻発。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 土石流や流木災害など激甚化する山地災害の発生を想定した治山施設や森林の整備、高潮等に対応した海岸防災林の整備等を進める必要。 |
| | <p>(7) 社会的コスト負担の理解の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的コスト負担の理解の促進 ○ 温室効果ガス削減目標の達成や災害防止等の課題に対応するため、市町村が実施する森林整備等に必要財源として、森林環境税・譲与税を創設し、H31.4から施行。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林環境譲与税を活用した森林整備や森林整備を促進するための担い手確保、木材利用等の取組が開始。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林環境譲与税を活用した効果的な取組が進むよう、地域林政アドバイザー等による市町村の体制整備への支援や、先進的な取組事例の共有・助言等を行っていく必要。 |

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策

具体的な取組等

評価及び課題

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(8) 国土の保全等の推進

- ① 適正な保安林の配備・保全管理
- ② 効果的な治山事業の推進
- ③ 森林病虫獣害対策等の推進

- 集中豪雨等の増加に伴い、山地災害や森林被害が頻発し、発生形態の変化などにより激甚化の傾向にあることから、以下の施策を展開。
 - ・ 林野庁「山地災害対策緊急展開チーム」の派遣など発災時の被災自治体の支援
 - ・ 航空レーザ計測を活用した迅速な被害把握、復旧対策の推進
 - ・ 災害発生メカニズムの分析と対策の検討（流木災害、巨石・土石流等につき、専門家を交えたチームで検討）
 - ・ 国土強靱化緊急3か年対策も含めた予防治山対策の推進
 - ・ 重要インフラ周辺の治山施設の配置や森林整備、災害発生時に迂回路等として機能する林道整備の推進
- 森林病虫獣害の防止を図るため、以下の施策を展開。
 - ・ 高緯度地域、高標高地域など被害先端地域での松くい虫対策等の実施
- 野生鳥獣害の防止を図るため、以下の施策を展開。
 - ・ 市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域を設定し対策を推進【H28森林法改正】
 - ・ 防護柵・誘因捕獲への支援、林業者によるモデル的な捕獲、効果的な捕獲手法マニュアルの整備

- 九州北部豪雨、胆振東部地震、西日本豪雨、台風19号災害など、激甚な山地災害が毎年発生。

- ・ 猛烈な雨(80mm/hr以上)の発生は、15.8回(1980～1989)から、24.3回(2010～2019)に増加
- ・ 山地災害による被害は、H30で4,062箇所・2,068億円、R1で2,016箇所・644億円

- 復旧対策だけでなく、流木対策等を組み合わせた複合的な治山対策、老朽施設の長寿命化、ハードとソフトの一体的な対策を進めることが課題。
- 河川の氾濫や浸水被害の多発を踏まえ、上流域における森林整備・治山対策による総合的な対策の強化が重要。
- 近年の松くい虫被害は35万㎡程度であり、ピーク時(S54)の1/7の水準。被害先端地域等での対策を引き続き推進。
- 鳥獣害防止森林区域は、757市町村で延べ822万ha指定（うちシカは751市町村、748万ha）。
- 一方、森林被害面積（約59百ha）の7割を占めるシカの生息域は拡大傾向。
 - 下層植生への食害等の防止のためシカなどの野生鳥獣害対策の強化が課題。

現行計画に基づく主な施策の実施状況

| 計画に掲げた施策 | 具体的な取組等 | 評価及び課題 |
|---|---|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</p> | <p>(9) 研究・技術開発及びその普及</p> <p>研究・技術開発戦略に基づく開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」を策定し、低コスト造林、林業機械開発、木材加工等に係る研究・技術開発を推進。 ○ 航空レーザ計測やICT等の新技術を活用する「スマート林業」等の実証的取組を支援。 ○ 「林業イノベーション現場実装推進プログラム」を策定(R1)。ICTによる資源管理や生産管理、自動化機械やエリートツリー等の新技術についてロードマップを提示。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 林野庁、森林総合研究所において、以下の研究開発・技術開発等を実施して研究成果集等を公表。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 素材生産や造林の効率化を図る機械開発 ・ エリートツリー等の品種開発 ・ 種子生産性を高める採種園管理技術 ・ CLT、改質リグニン・CNF等の木材・木質資源の利用技術 ➤ 現場実装推進プログラムに基づき、<u>新技術の開発を着実に行うとともに、林業経営に対する効果をモデル的に示すなどして、現場実装を推進していくことが課題。</u> |
| | <p>(10) 山村の振興・地方創生への寄与</p> <p>① 就業機会の創出</p> <p>② 地域の森林の適切な保全管理</p> <p>③ 都市と山村の交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林業成長産業化を通じた就業機会の創出、身近な里山林の保全管理等の地域活動への支援、都市との交流等を促進。 ○ 健康、観光、教育等の様々な分野と連携した森林サービス産業などの新たな森林空間利用を創出するため、以下の施策を展開。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林サービス産業に係るマッチングセミナーや研修会、モデル的取組への支援 ・ 観光資源として活用の推進が期待できる「日本美しい森 お薦め国有林」の選定、標識類の多言語化等の重点的な環境整備、ウェブサイト等による情報発信の強化を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 振興山村の人口は360万人、65歳以上の高齢者率38%と、人口減少・高齢化は進行。 ○ 山村の平均所得は、全国平均よりも2割低く、林業従事者給与は他産業よりも低い水準。 ➤ 山村振興・地方創生に関して、以下の課題が存在。 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>山村経済は外部依存性が高く、地域資源を活かした産業育成など内発的な発展を促す必要</u> ・ <u>山村の基礎的な社会である集落の維持が困難化</u> ・ <u>人口減少社会を迎える中においては、定住人口の確保だけでなく、社会課題等を見据え、様々な分野との連携・協働を通じた関係人口の創出に取り組む必要</u> |

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策

具体的な取組等

評価及び課題

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

(1) 望ましい林業構造の確立

- ① 効率的かつ安定的な林業経営の育成
- ② スケールメリットを活かした林業経営の推進
- ③ 効率的な作業システムによる生産性向上
- ④ 経営感覚に優れた林業事業者の育成

- 持続的・安定的な林業経営主体、生産性目標等を明らかとしつつ、以下の施策を展開。
 - ・ 経営主体を「森林経営計画の作成者」として、計画とセットで長期的な施業受委託等を推進
 - ・ 森林経営計画に基づく間伐、路網整備と高性能林業機械の導入等により生産性を向上
 - ・ 現場技能者等に加え、木材の有利販売など経営を担う森林経営プランナーの育成
 - ・ ICTによる生産管理などスマート林業の実証的取組に対する支援
- 森林経営管理制度の担い手となる林業事業者を各都道府県が公募・公表するとともに、その育成を推進。【H30森林経営管理法】
 - 都道府県が公募・公表する林業事業者（法第36条に基づく民間事業者）
 - ・ 生産量の増加又は生産性の向上
 - ・ 主伐後の再造林の確保
 - ・ 伐採・造林に関する行動規範の策定
 - ・ 法人における常勤役員の設置
 - ・ コンプライアンスの確保 等
- 森林組合系統については、経営基盤の強化を図るため、組合間の連携、事業執行体制の強化等を推進。【R2森林組合法改正】
- 令和元年に「林業イノベーション現場実装推進プログラム」を策定。ICTによる資源管理や生産管理、自動化機械やエリートツリー等の新技術についてロードマップを提示。

- 高性能林業機械の導入・路網整備等は一定程度進み素材生産は拡大しているが、主伐及び間伐の生産性は横ばい。
 - ・ 高性能林業機械9,659台(H30はH27の1.3倍)、路網整備は年間1.5万km
 - ・ 森林施業プランナー2,299人、現場技能者3,128人を育成
 - ・ R1木材生産量は3,099万^m（H27の1.2倍）
 - ・ 主伐生産性7.1^m/人日、間伐生産性4.2^m/人日で横ばい
- 46都道府県で、森林経営管理法に基づき、1,272の林業事業者を公表(R2.4.1)。
- 近年、森林組合や素材生産事業者に加え、原木市場や製材工場等が森林信託や林地取得等により、持続的な森林経営に参画する事例が出現。
- 自家労働等で伐採を行う、いわゆる「自伐林業」の取組も活発化。
 - 森林経営管理制度の創設、上記の動向等も踏まえ、林業経営の主体を整理した上で、それらを育成するため、経営管理の集積・集約化、経営基盤の強化や生産性の向上等を図ることが課題。
 - これらの施策により、主伐後の再造林を実施するなど、長期にわたって林業所得を確保しながら持続的な経営を継続できる経営体の育成が重要。
 - エリートツリーやICT等の最新技術による林業経営に対する効果をモデル的に示すなどして、「新しい林業」の姿を示すことが重要。

現行計画に基づく主な施策の実施状況

| 計画に掲げた施策 | 具体的な取組等 | 評価及び課題 |
|--|---|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</p> | <p>(2) 林業労働力・労働安全衛生の確保</p> <p>① 人材の育成・確保</p> <p>② 林業労働力・労働安全衛生の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林・林業に係る人材の育成・確保を図るため、以下の施策を展開。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の森林管理のマスタープランを描く森林総合監理士の育成 ・ 森林経営や集約化を担う森林施業プランナーの育成 ・ 林業大学校等の学生・新規就業者への支援 ・ 現場技能者のキャリアアップへの支援 ・ 現場技能者等の能力を処遇に反映するシステムの構築 ○ 労働安全衛生確保を図るため、以下の施策を展開。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生規則における規制対象の追加とその遵守による安全作業の確保 ・ 現場作業に従事する者に対する各種研修の実施 ・ 労働安全に関するイベントの実施 ・ 労働安全装置・装備の導入支援 ・ 高性能林業機械の導入、自動化・無人化機械の開発 ・ 経営者に対する安全診断の実施 ○ これらを通じ、林業従事者の技術力・安全性・労働条件の向上等を図り、必要となる労働力を確保。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林施業プランナーの育成は一定程度進んだが、現場管理責任者等については不足感。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林総合監理士1,397人(R2目標2,000人) ・ 森林施業プランナー2,299人(//2,100人) ・ 現場管理責任者等3,128人(R7目標7,200人) ・ 林業従事者数5.1万人(H22)→4.5万人(H27) </div> ○ 林業従事者の処遇については、月給制が25%に増加。平均給与は343万円で、H25より増加するも、全産業平均の8割。 ○ 死傷災害は、10年間で46%・5年間で23%の減少。しかし、死傷年千人率20.8で全産業の約10倍と依然として高い水準。 ➢ <u>人口減少社会を迎える中、現場技能者の育成・確保を進めつつ、新技術を活用して、林業の抜本的な生産性・安全性の向上を図ることが課題。</u> ➢ <u>他産業並の所得・労働環境を実現するには、上記に加え、能力評価による現場技能者の処遇の改善、労働安全対策の強化を図ることが課題。</u> ➢ <u>また、他産業並みの労働環境の実現に向け、施策間の要件を交差させるクロスコンプライアンス等により施策効果を高めることも必要。</u> |

現行計画に基づく主な施策の実施状況

| 計画に掲げた施策 | 具体的な取組等 | 評価及び課題 |
|--|--|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策</p> | <p>(1) 原木の安定供給体制の構築</p> <p>① 原木供給力の増大</p> <p>② 望ましい安定供給体制への転換</p> <p>③ マッチングの円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 変動する需要に応じて原木を安定的に供給できる体制の構築のため、以下の施策を展開。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業ロットの拡大に向けた施業集約化、面的にまとまった共有林の活用等 ・ 生産性向上に向けた路網整備、効率的な作業システム導入 ・ 小規模・分散的な原木供給から「望ましい安定供給体制」への転換 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行計画に掲げる「望ましい安定供給体制」 <ul style="list-style-type: none"> 【川上連携・直送型】林業事業者の組織等が原木を取りまとめ、選別して供給 【川中(市場)集荷型】原木市場が林業事業者から原木を集荷・選別して供給 【川中(工場)集荷型】工場が安定的に原木を買い取り、又は自ら生産して原木を調達 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ スマート林業、川上から川下までのマッチングの取組を推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 安定供給体制構築の進展等により全国8ブロック(北海道・東北・関東等)全てで木材供給量は増加。(R1木材供給量3,099万m³で、H27の1.2倍) ○ 製材・合板工場等の大規模化が進み、原木の広域流通、素材生産業者や原木をとりまとめる市場等との関係が強化。 ○ 山土場から工場への素材の直送量は3年間(H28→H30)で107%(直送率は約4割)、特に、原木市場と工場との協定等による山土場からの直送量は2倍以上に増加。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直送量：1,057→1,134万m³(107%) ・ うち、原木市場による山土場直送：85→175万m³ ➢ <u>市場や共販所、川上の取りまとめ組織等の安定供給・供給調整機能を高めていくことが課題。</u> ○ さらに、原木市場や工場等の森林信託や林地取得、再造林資金の造成等を通じ、安定的な原木調達と持続的な森林経営に参画する事例が出現。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>上記事例も含めた安定供給体制の確立を促し、川上と川中とが相互利益を拡大し、再造林推進等において連携関係を構築することが課題。</u> ○ 航空レーザ計測やICT等を活用し、木材の生産管理や効率的な運材等に取り組む事例が出現。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>ICT等による生産管理等を普及するには、手法の標準化と標準仕様に基づくシステム導入が課題。</u> |

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策

具体的な取組等

評価及び課題

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(2) 木材産業の競争力強化

- ① 木材加工・流通体制の整備
- ② 品質・性能の確かな製品供給等
- ③ 地域材の高付加価値化

- 木材産業の競争力強化のため、以下の施策を展開。
 - ・ 製材・合板工場等の大規模化、高効率化のための施設整備
 - ・ JAS構造材を供給・利用する事業者の登録公表
 - ・ 設計・調達・施工時の課題抽出等を目的としたJAS構造材・2×4部材等の調達支援
 - ・ KD材を生産するための乾燥機の施設整備
 - ・ 大径材に適した木取り・乾燥技術、製材ラインの研究開発
 - ・ 地域の製材工場と工務店等が連携した特色ある取組を支援

○ 木材需要の動向

- ・ 総需要量はR7見通しを上回る82百万m³で、増加分のほとんどが燃料材。
- ・ 新設住宅着工戸数は90万戸台を維持したが、人口減少に伴う住宅需要の減が見込まれる。
- ・ 新型コロナウイルスの影響で、当面の建築用木材の需要の行方は不透明。

○ 木造住宅における木材利用

- ・ 在来工法では、合板等の利用が順調で国産材使用割合は上昇(木住協調べで48%)。
- ・ 柱材・横架材で、集成材の利用割合が上昇傾向。

- 製材・合板工場等の施設整備が進み、企業単位での大規模供給体制強化が進展する一方で、中小規模の製材工場も多数存在。

- ・ 近年の新たに稼働した主な工場の原木消費量約130万m³(H26以降に稼働した工場分)
- ・ 合板1工場あたり：製品生産量7.5万m³(3年間で1.3倍)
- ・ 大型製材1工場あたり：出荷量1.5万m³(3年間で1.1倍)、原木入荷量は製材全体の73%
- ・ 他方、原木消費量1万m³未満の製材工場は4,327工場(全体の94%)

- 市場ニーズは品質性能を重視。ニーズに対応した製品供給が一層求められる状況。

- ・ KD材は建築用材製品全体の50%、集成材等のJAS格付率が高い中、一般製材は12%と低位

- 規模拡大によるコスト低減とともに、市場ニーズに対応した品質性能の確かな製品供給体制の強化により、国際競争力を確保することが課題。

- 併せて、更なる生産性向上・省人化、流通の効率化、多様なニーズに応えた多品目の供給、歩留まりや製品付加価値向上、中小工場の協業等による経営力強化の取組も進めることが課題。

現行計画に基づく主な施策の実施状況

計画に掲げた施策

具体的な取組等

評価及び課題

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(3) 新たな木材需要の創出

- ① 公共建築物・民間非住宅等への利用拡大
- ② 木質バイオマスの利用
- ③ 木材等の輸出促進
- ④ 消費者等の理解の醸成

- 木材需要を創出するため、以下の施策を展開。
 - ・ 木質耐火部材等の製品・技術開発
 - ・ 部材の標準化に必要なデータ収集
 - ・ CLTや木質耐火部材を使用した設計・建築実証、公共建築物の木造化等の促進
 - ・ 発電や熱利用における未利用間伐材等の活用推進のため施設整備や地域の体制づくり
 - ・ 輸出向け木造軸組住宅用製品の販路開拓のため、住宅の設計・施工マニュアル作成や輸出先国でのセミナー開催等
- バイオ戦略2019に基づき、木材活用大型建築等を推進するロードマップを作成（R2.3）。
- 木材利用に取り組む民間企業のネットワークを構築するための懇談会（ウッド・チェンジ・ネットワーク）を通じ木材利用を推進。
- ウッドデザイン賞、木育等の「木づかい運動」を展開し、木材の良さや利用意義を普及。
- 適正な伐採により生産された木材及びその木材から生産された木材製品の利用を促進するため、クリーンウッド法を施行（H29.5）し、木材関連事業者の登録制度を創設。

- 非住宅分野等に利用できる耐火部材やCLT等の開発、環境整備が進展。
 - ・ 3時間耐火部材が国土交通大臣認定取得
 - ・ CLT建築物は333件竣工。8箇所の生産体制が整い生産能力は年間8万㎡規模
 - ・ 改正建築基準法により防火規制を合理化
- 公共建築物のほか民間建築物でも、高層純木造耐火建築のプロジェクトが始動するなど、非住宅・民間分野での木材利用に変化の兆し。
 - ・ 現状では、公共建築物の木造率13%、非住宅分野の木造率8%に留まる
- 都市等における木材利用を進めるには、耐火部材等の開発・普及、部材の仕様や設計・施工の標準化、人材育成等を進めることが課題。
- 木材利用の更なる拡大を図るため土木分野における需要拡大も重要。
- リフォーム需要の取り込み、付加価値の高い木材製品の生産強化と輸出促進等が課題。
- バイオマス需要が高まる中、施設の配置状況等から需給がタイトとなる地域も存在。
 - 素材生産の歩留まり向上とともに、地域の森林資源の状況、供給体制を踏まえた適正配置等が課題。
- 主にアジア向けに丸太を中心に木材輸出が増加（H28：238 → R1：346億円）。
 - 新たな農林水産物・食品の輸出額5兆円目標（R12）の達成に向け、付加価値の高い製品の輸出が課題。
- 登録木材関連事業者数は473件（R2.6）で低位であり、法制度の認知度向上や登録促進が課題。

現行計画に基づく主な施策の実施状況

| 計画に掲げた施策 | 具体的な取組等 | 評価及び課題 |
|---------------------|--|--|
| 4 国有林野の管理及び経営に関する施策 | <ul style="list-style-type: none">○ 国土の約2割、森林面積の約3割を占め、多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布し、多様な生態系を有する国有林の状況から、以下の施策を展開。<ul style="list-style-type: none">• 公益重視の管理経営（森林整備の推進、山地災害の防止、保護林等の保護・管理）• 組織・技術力等を活かした森林・林業の再生への貢献（林業の低コスト化に向けた技術開発・普及等）• 木材の安定供給（民有林と連携した施業の推進、国有林材の供給等）• 森林経営管理制度の担い手となる林業事業者等を育成するための樹木採取権制度の創設 | <ul style="list-style-type: none">➢ 国有林の管理経営に関する基本計画(H30.12)に基づき、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益重視の管理経営、森林・林業再生への貢献等を推進。➢ 特に、民有林における森林経営管理制度が円滑に機能するよう、国有林の組織・技術力・資源を活かして新技術の実証・普及や安定的な事業量の確保等を通じた林業経営者の育成を推進。 |

現行計画に基づく主な施策の実施状況

| 計画に掲げた施策 | 具体的な取組等 | 評価及び課題 |
|---|---|---|
| 5 その他の対応 新型コロナウイルス感染拡大に係る影響への対応 | <ul style="list-style-type: none">○ 新型コロナウイルスへの対応として、補正予算等により以下の対策を実施。<ul style="list-style-type: none">・ 持続化給付金や雇用調整助成金を活用した事業継続支援・ 実質無担保・無保証人での融資、保証引き受け等による資金繰り支援・ 原木生産を伴わない森林施業、国有林からの木材の供給調整、滞留している原木の一時保管への支援等による需給調整・ 大径材加工を可能とする施設整備や公共施設等における木材利用の支援による需要喚起 | <ul style="list-style-type: none">○ 新型コロナウイルスの影響により、厳しい木材需要環境が予想され、それに伴い、製材・合板工場等における減産等により原木の需給バランスの崩れ、原木価格の低下などが継続するおそれがあることから、引き続き、その動向等を注視し、状況に応じた対策を講ずる必要。 |